

## JOG 光 無線ルーターレンタルオプション規約

### 第 1 条 (本規約について)

- 1.株式会社常口アトム（以下「当社」といいます。）は、この JOG 光無線ルーターレンタルオプション規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより JOG 光無線ルーターレンタルオプション（以下「本オプション」といいます。）を提供します。
- 2.本オプションは「JOG 光サービス約款」に基づくインターネット接続サービス（以下「本サービス」といいます。）のオプションとして提供するものであり、ルーター端末を当社から会員に対し貸与するものです。
- 3.本規約は「JOG 光サービス約款」の一部を構成するものとし、本規約に規定されていない事項については「JOG 光サービス約款」を適用します。また、本規約と「JOG 光サービス約款」の規定が抵触するときは、本オプションの提供に関するかぎり、本規約が優先するものとします。

### 第 2 条 (定義)

- 1.「会員」とは本規約に同意の上、当社所定の加入申込手続き（以下「加入申込手続」といいます。）を行い、当社がこれを承諾した個人をいいます。
- 2.「利用者」とは、会員及びその同居人をいい、本規約に従い、本オプションを利用する者をいいます。

### 第 3 条 (利用料金)

- 1.会員は、本オプションの月額利用料金を別途当社が定める支払方法に従い、当社へ毎月支払うものとします。
  - ・JOG 光無線ルーターレンタルオプション 月額利用料金：550 円（税込）
- 2.本オプションの課金開始日は、JOG 光と同時に申し込みの場合、JOG 光利用開始日の翌月 1 日からとします。また、すでに JOG 光をご契約中に、追加で本オプションを申し込みした場合は無線ルーターの到着日が属する月の 1 日からとします。尚、料金の日割り計算は行わないものとします。
- 3.当社の責めに帰すべき事由によらず、本オプションを使用する事ができなくなった場合であっても、本料金の減額、返還、損害賠償を含め、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第 4 条 (延滞利息)

- 1.契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお、支払が無い場合には、支払期日の翌日から起算して支払の前日までの期間について法定利率の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

### 第 5 条 (申し込みのキャンセルについて)

- 1.本オプションを申し込み、当社より無線ルーター端末発送後に会員より本オプションのキャンセルをする場合、ただちに無線ルーター端末を当社へ返却していただきます。その際の返送費用は会員の負担となります。
- 2.JOG 光と同時に本オプションを申し込み、当社より無線ルーター端末発送後に会員より JOG 光自体を開通前にキャンセルする場合、ただちに無線ルーター端末を当社へ返却していただきます。その際の返送費用は会員の負担となります。
- 3.JOG 光の工事日より 2 ヶ月間、通信の確認が取れない、または建物設備等の関係で JOG 光の工事ができなかった等、JOG 光自体がキャンセルとなる場合、ただちに無線ルーター端末を当社へ返却していただきます。その際の返送費用は会員の負担となります。

### 第 6 条 (本オプションの解約と無線ルーターの返却について)

- 1.会員が本オプションの解約を希望する場合、当社が別途定める手順に従い本オプションの解約を申し込むものとします。JOG 光自体を解約する場合、本オプションも同時解約となります。
- 2.本オプションの解約は、会員が解約を申し出た日の属する月の末日をもって成立するものとします。JOG 光と同時解約の場合、JOG 光の

解約日をもって成立するものとします。

- 3.本条第1項に基づき本オプションが解約となる場合、会員は無線ルーター端末を当社へ返却するものとします。
- 4.前項に基づき、無線ルーターを当社へ返却する場合、当社が指定する住所へ返却となります。また、返送費用は会員の負担となります。尚、着払いでご返却いただいた場合、後日送料相当額を請求させていただきます。
- 5.本オプションの契約成立日の翌月を起算として24か月経過した場合、無線ルーター端末の返却は不要となります。
- 6.第5条及び本条第2項、第3項の定める本オプションの解約日より一定期間（解約日の翌月10日まで）を経ても、ご返却の確認が取れない場合、会員に機器未返却違約金として税込6,000円（非課税）を請求いたします。
- 7.会員の私物（以下「私物」といいます。）が同梱されていた場合であって、当社に私物が届いてから1か月以内に会員から私物の返却を求める通知がないときには、当社は私物を破棄できるものとします。（ただし、私物の返却を求める通知があった場合でも、応じられない場合があります。）

## 第7条（契約の解除）

当社は、次の各号の場合、会員に対し通知のうえ、本オプションを解除できるものとします。この場合において、会員の責めに帰すべき事由がある場合、当社は会員に対し、さらに当社の被った損害の賠償を請求できるものとします。

- (1) 会員が本規約に違反した場合。
- (2) ルーター端末の利用料金の支払いについて、当社が定める支払い期日を過ぎてもなお支払いを行わない場合。
- (3) 当社が、会員が当社に届出た住所にルーター端末を配送したにも関わらず、会員の不在等によりルーターの引き渡しができず、かつ、かかる配送の時から1週間経過してもなお当該会員から何らの連絡もない場合。

## 第8条（無線ルーターの機種と管理）

- 1.会員は善良な管理者の注意をもって、無線ルーターを使用、保管するものとします。
- 2.無線ルーターの種類は当社が指定するものとし、レンタルされる無線ルーターの種類は指定できない事を予め承諾するものとします。
- 3.当社は会員に対して、無線ルーターの到着時において製品仕様に基づいて正常に動作することのみ保証します。
- 4.会員は無線ルーターの到着日より8日以内（JOG光同時申し込みの場合はJOG光利用開始日より8日以内）に前項に定める保証に反する事についての通知が当社になされない場合、無線ルーターが正常の動作をすることを確認したものとみなします。

## 第9条（無線ルーターの修理または交換等）

- 1.会員は利用中の無線ルーターに故障が発生し、または毀損、滅失、紛失等が発生した場合、直ちに当社に通知するものとします。
- 2.会員が無線ルーターの故障による修理または交換を希望する場合、当社は代替品を会員宛に送付します。代替品が会員に到着せず、当社または発送を委託した業者に返却されて一定期間が経過した場合、本オプションを解約する場合があります。
- 3.無線ルーターの修理または交換は、会員の責めに帰すべき事由に基づく場合には有償となり、会員に有償交換手数料として機器代金相当を請求する場合があります。

## 第10条（規約の変更）

- 1.当社は本オプションの運営上、必要が生じた場合には、本規約を随時変更できるものとします。なお、本規約が変更された場合には、改定後の新規約を適用するものとします
- 2.変更後の本規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページに表示した時点より、効力を生じるものとします。

## 第11条（管轄裁判所）

この規約に関する訴訟については、札幌地方裁判所又は札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(令和2年3月1日制定実施)

(令和3年10月1日制定実施) 第5条3 追加

第6条6 返却期限を変更、及び端末未返却の違約金を6000円(非課税)に改定  
別表1を削除